

# あきた環境懇話会規約

平成28年 1月 1日

改正 令和 元年 6月 1日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、あきた環境懇話会と称する。

(事務所)

第2条 この会の主たる事務所を秋田県秋田市に置く。当面の事務所を次の所在地に置く。  
秋田市下新城野字街道端西 241-438

## 第2章 目的及び事業（目的）

第3条 この会は、あきたの、あきたの民による、次世代のあきたの民のための実践的環境活動を行い、あきたの環境の維持・保全や創造に寄与し、あきたの教育、学術及びあきたの自然環境を土台にしたあきたの文化・産業の発展にも貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報交換会の開催及び関連団体、研究会との交流活動
- (2) 環境教育活動
- (3) 調査・研究活動
- (4) その他、会の活動の発展に寄与する活動

2 前項第1号の事業は、原則として秋田県内及びその周辺地域において行うものとし必要に応じて国内外の関係機関との連携と協働も行う。

## 第3章 会 員

(構成員)

第5条 この会の構成員は、この会の会員をもって組織する。

(入会・退会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会届により申し込み、理事会の承認があったときに会員となる。また、別に定める退会届を提出することにより、

任意にいつでも退会することができる。

(年会費)

第7条 個人会員および団体会員は、総会において別に定める年会費を納入する。学生会員は無料とする。なお、既納の年会費は退会その他の理由によって払い戻ししない。また、県内に勤務予定の学生会員は、個人会員へ自動的に移行、継続扱いとする。

第8条 この会の活動に多大な貢献をした会員を名誉会員とする。名誉会員は、理事会の推薦により総会の決議によって決定する。名誉会員の年会費は徴収しない。

## 第4章 総会

(構成)

第9条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第10条 総会は、理事会決定事項の承認を得る。

(開催と召集)

第11条 この会の総会は、年1回を原則とし、理事会の決議に基づき会長が招集する。臨時総会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第12条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(決議)

第13条 総会の決議は、議決権を有する会員の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第14条 総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を記載又は記録した議事録を作成する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第15条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名程度
  - (2) 監事2名以内
  - (3) 顧問若干名
  - (4) 事務局長1名
  - (5) 事務局幹事10名程度
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
  - 3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。

(役員を選任)

- 第16条 理事、監事およびその他の役員は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
  - 3 監事はこの会又はその関連組織の役員を兼ねることができない。

(権限)

- 第17条 会長は本会を代表し、業務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故等があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
  - 3 顧問は、本会の活動に関し随時助言を行い、その活動を援助する。
  - 4 監事は、本会の会計を監査し、その適否を総会に報告する。
  - 5 事務局幹事は、会務の企画等を審議、執行する。また、会務の執行を補佐する。

(役員任期)

- 第18条 理事及び監事の任期は、選任後2年とする。ただし、重任はさまたげない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第19条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第20条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 事業、会計の報告、承認
  - (2) 役員改選
  - (3) 規則の制定、変更及び廃止
  - (4) その他の必要事項

(開催)

- 第21条 通常理事会は、毎年2回程度開催する。臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第22条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

- 第23条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

- 第24条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を記載又は記録した議事録を作成する。

## 第7章 会 計

### (会計)

第25条 本会の運営に必要な経費は会費およびその他の収入をもってこれに当てる。

2 本会の会費は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人会員 年会費 1,000 円
- (2) 団体会員 年会費 10,000 円
- (3) 学生会員 年会費 無 料

### (事業年度)

第26条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり（翌年）3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第27条 この会の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、事務局が作成し理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

### (事業報告及び決算)

第28条 この会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
- 2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に報告するものとする。

## 第8章 事務局

### (事務局)

第29条 この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局には、所用の職員を置くことができる。
- 4 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

## 第9章 附則

### (規約の改廃)

第30条 この規約の改廃は、理事会の議をへて総会において行う。

第31条 本会の設立年月日は平成24年3月10日とする。

附則 本規約は、平成28年1月1日から施行する。

附則 本規約の一部を改訂し、令和元年6月1日から施行する。

役員名簿

No.	役 職	氏 名
1	会 長	長沼 隆
2	事務局長	菅 雅春
3	会 計	木口 倫